

行政通知の読み方・使い方

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

地方自治法施行令等の一部を改正する政令及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について (通知)

(令和6年1月19日総行第36号、総行福第8号、各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長、各人事委員会委員長宛、総務省自治行政局長)

解説・城戸 彩花
(総務省政治資金適正化委員会事務局主査
(前総務省自治行政局行政課主査))

1 はじめに

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号。以下「改正法」という。)が、令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日に施行された。これに伴い、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号。以下「改正令」という。)及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年総務省令第2号。以下「改正規則」という。)が令和6年1月19日に公布され、令和6年4月1日に施行された。

本稿では、「地方自治法施行令等の一部を改正する政令及び地方自治法施行規則等の一

部を改正する省令の公布及び施行について(通知)(令和6年1月19日総務省自治行政局長通知)の主な記載事項に関連する内容を、以下の2から6までの5項目に分けて解説する。なお、本稿において意見にわたる部分は、筆者の私見である。

2 議会に関連する手続のオンライン化に関する事項

改正法により、住民から議会に対する請願書の提出(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第124条)や、議会から国会に対する意見書の提出(同法第99条)

など、従前は書面で行うことができなかった法令上の手続について、一括してオンラインにより行うことが可能となり、法においては、議会に関連する手続をオンラインで行う場合の具体的方法を総務省令(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「則」という。))に委任している。以下、その主な内容を説明する。なお、本項目については、政令事項はない。

則第12条の2の4第1項は、オンラインにより申請等を行う場合に議会等へ送信すべき事項を定めたものである。「議会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項」とは、オンラインシステムのよう

に、通知を行う際、あらかじめ議会等から電子申請様式が提供され、これに従い必要な事項を入力する形式を指しており、「通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項」とは、電子メール等を使って通知を行う場合など、定型的な電子申請様式は

なく、文書等による手続に準じて必要な資料を送信する場合を指している。

同条第2項は、オンラインにより通知を行う際に、なりすましや改ざん等を防止するため電子署名等を求めるものである。同項は、電子署名等を求めることを基本としつつ、ただし書きにおいて、議会等が、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、電子署名等以外の方法によってオンラインによる本人確認を行うことも可能としている。

則第12条の2の7は、デジタルによる通知を拒否する者やデジタル化に対応できない者がいることを念頭に、通知を受ける者がオンラインにより通知を受けることに同意していることを要求する法第138条の2第2項ただし書きを受け、その具体的方法を定めるものである。

則第12条の2の7第1号は、議会に関連する手続を電子的に行うことができるオンラインシステムにおいて、ID・パスワードを入力してログインした上で、通知を表示・ダウンロードする方法であり、同条第2号は、オンラインシステムによらない手続において、例えば、オンラインによる通知を行う際に、当該通知をオンラインで受ける旨を明示する方法や、別途、オンラインによる送付願いを送信する方法である。

前記のとおり、法第138条の2第2項ただし書きは、通知を受ける者がオンラインによる方法で通知をすることに同意していることを要求しているが、国会に対する意見書については、国会が全国の議会に対し、それぞれ同意をすることは現実的ではないことから、同意要件を求めている。

他方、国会に送付される意見書が、議会から真正に送付されたものであることを確認するための措置を講じることも必要であることから、則第12条の2の8において、各議会は、国会に対する意見書の送付に当たり、真正性を担保するための措置を講じなければならないことを規定している。

具体的にどのような方法を採用するかは、専ら意見書を受け取る国会において判断される事項であることから、同条では真正性を担保するための措置を講じなければならないことのみを規定し、その具体的方法は国会に委ねている。なお、この具体的方法については、地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名としている。

3 指定公金事務取扱者及び公金事務の委託に関する事項

改正法により、地方自治法において原則禁止されている公金の徴収・収納・支出の私人への委託について、これらの委託に共通する制度として、地方公共団体は、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該指定をした者に対し公金事務を委託するものとする。長に判断により原則全ての歳入等の収納事務について、指定公金事務取扱者への委託が可能となった（指定公金事務取扱者制度）。

法では、指定公金事務取扱者等の要件等を政令（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。））に、指定公金事務取扱者制度における具体的手続を則に委任している。

（1）地方自治法施行令関係

令第173条は、類似制度である指定納付受託者制度において整備されている指定納付受託者の要件（令第158条）と同等の要件を、指定公金事務取扱者について規定するものである。なお、本条見出しにおいて、「指定公金事務取扱者等」の要件」とされている

のは、地方自治法第243条の2第5項及び第6項において、同条第1項の規定により委託を受けた者である指定公金事務取扱者が、地方公共団体から委託を受けた公金事務について、第三者に再委託を行うことができることやその受託者が更なる再委託を行うことが規定されているところ、これらの再委託を受ける者が含まれているためである。

また、前記のとおり、収納事務については、原則として全ての公金について、長の判断により、指定公金事務取扱者へ委託できるようになったが、徴収事務を委託できる歳入や、支出事務を委託できる歳出については、引き続き、改正令による改正前の地方自治法施行令（以下「旧令」という。）又は他の個別法令に規定されていたものに限定することとされ、旧令に規定されていた徴収事務委託が可能な歳入が令第173条の2第1項に、支出事務委託が可能な歳出が令第173条の3第1項に規定された。

（2）地方自治法施行規則関係

則第12条の2の14第2項は、法第243条の2第1項の規定による委託をしたときの同条第2項の規定による告示事項を定めたものである。同項において、「前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以

下「指定公金事務取扱者」という。）」として、指定公金事務取扱者の定義が公金事務の委託を受けた者とされているところ、法において、同条第1項の規定による「指定」をしたときの告示に関する規定は置かれていないが、同条第2項の規定による告示事項として、則第12条の2の14第2項において「指定をした日」が規定されている。

なお、法において、法第243条の2第1項の規定による委託が終了したときの告示に関する規定はないところ、同条第2項の規定による委託をしたときの告示については、当該委託の終了時等において、住民等からの疑義が生じないように、適切に取り扱う必要があると考えられる。

則第12条の2の19は、法第243条の2の4第2項（法第243条の2の5第3項において準用する場合を含む。）の規定により、歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者が、納入義務者から歳入の納付を受ける方法について定めたものである。

則第12条の2の19における「口座振替の方法」は、納入義務者の指定公金事務取扱者に対する納付方法を規定するものであることから、普通地方公共団体の歳入の納付方法を規定する地方自治法第231条の2第3項の委

任を受けて普通地方公共団体に対する納付方法を定めた令第155条に規定する「口座振替の方法」とは別に規定するものである。

また、「資金決済に関する法律第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引」は、いわゆるプリペイド方式を指すものである。

指定公金事務取扱者は普通地方公共団体に代わって歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務を行うことから、法第243条の2の4第3項（法第243条の2の5第3項において準用する場合を含む。）において、普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとするものとされており、したがって、指定公金事務取扱者制度において活用することのできる決済手段は、収納の効果が即時に及ぶものとする必要があることから、現金及び則第12条の2の19に規定する方法に限定されているところである。

則第12条の2の20は、法第243条の2の5第1項第2号の「その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないもの」を定めたものである。

以上のほか、則においては、普通地方公共団体の長が法第243条の2第1項の規定により公金事務を適切かつ確実に遂行すること

ができる者として政令で定める者を指定する方法、法第243条の2第3項の規定により指定公金事務取扱者がその名称等を変更しようとするときの届出の方法、法第243条の2の2第2項の規定により普通地方公共団体の長が指定公金事務取扱者に対し報告をさせる方法、法第243条の2の3第1項の規定により普通地方公共団体の長が指定公金事務取扱者の指定を取り消す方法を規定しており、これらの方法は、いずれも、指定納付受託者制度における方法と同様とされている。

(3) その他

改正法により、収納事務の私人への委託に関する個別法上の根拠規定が廃止されたことに伴い、改正令において、これらに基づく各政令上の手続・監督等の関係規定が削除された。

他方、徴収事務の私人への委託に関する個別法上の根拠規定については存置することとされた上で、改正法により、手続・監督等の関係規定は法の規定を適用することとされたことに伴い、これらの個別法に基づく各政令上の手続・監督等の関係規定が削除された。なお、改正法による改正後の地方公営企業法（昭和22年法律第292号）において、法第243条の2等の規定を準用することとしたことから、地方公営企業法施行令（昭和27年

政令第403号）においては、令を準用することとした上で、所要の読替規定等が規定された（*）。

4 公共工事に要する経費について地方公共団体が前金払をするのできる割合に関する事項

国直轄工事に係る特例の取扱い変更の方針や、被災市町村の復旧・復興状況等を踏まえ、東日本大震災に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事に要する経費について地方公共団体が前金払をすることができる割合の特例を定めた規定（令旧附則第7条第2項及び旧附則第3条第2項）を削除することとされた。

5 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第5条の2第2項について、改正法により会計年度任用職員について勤勉手当を支給できることとされたことに伴い、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第2条第1項第6号に規定する法

第204条の規定の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる同条第2項に規定する手当に準ずるものとして政令で定めるものは、地方公務員等共済組合法施行令第5条第2項第6号に掲げる職員にあっては法第203条の2第4項に規定する期末手当又は勤勉手当のうち法第204条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする

6 改正令及び改正規則の経過措置に関する事項

(1) 改正令附則第2条第1項関係

前記3に関して、改正令附則第2条第1項は、普通地方公共団体の長は、令和8年3月31日までの間はなお従前の例により、令和6年4月1日の前日において現に公金事務を行わせている者に当該事務を行わせることができるものとしたものである。

改正法の施行前は、普通地方公共団体においては、改正法による改正前の法及び旧令又はこれら以外の個別法令の規定に基づき、私人と委託契約を締結し、公金事務を行わせていたものであるから、普通地方公共団体と私

人との契約関係に影響を与えないよう、指定
 公金事務取扱者制度の創設に当たって経過措
 置を設けたものである。ここで、同項は、旧
 令に基づき、令和6年4月1日の前日におい
 て公金の徴収若しくは収納又は支出に関する
 事務を私人に委託していた場合に係る経過措
 置を定めたものであり、改正法附則第2条第
 3項（同条第4項において準用する場合を含
 む。）は、改正法による改正前の個別法令（児
 童福祉法（昭和22年法律第164号）等）に
 基づき、令和6年4月1日の前日において公
 金の徴収又は収納に関する事務を私人に委託
 していた場合に係る経過措置を定めたもので
 ある。

なお、これらの経過措置は、施行日の前日
 において現に公金事務を行わせている者が行
 う当該公金事務を対象とするものであり、当
 該公金事務に係る契約が施行日をまたぐもの
 であるかを問わないものである。

(2) 改正令附則第2条第2項及び改正規則
 附則第2項関係

前記4に関して、改正令の経過措置の対象
 とする必要がある契約は、地方自治法施行令
 の一部を改正する政令（令和4年政令第
 211号）の施行の日から令和6年4月1日
 の前日までの間に締結された契約であり、改

正規則の経過措置の対象とする必要がある契
 約は、地方自治法施行規則の一部を改正する
 省令（令和4年総務省令第41号）の施行の日
 から令和6年4月1日の前日までの間に締結
 された契約であることが明確化されたもので
 ある。

7 おわりに

改正令及び改正規則においては、改正法の
 施行に伴う内容として、議会に関連する手続
 のオンライン化、指定公金事務取扱者制度及
 び会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給
 に関する事項が規定されているほか、公共工
 事に要する経費について地方公共団体が前金
 払をすることのできる割合に関する事項も規
 定されている。

各地方公共団体におかれては、各改正項目
 についての理解を深め、必要な対応をしてい
 ただければ幸いである。

注

*地方自治法及び令の準用に当たっては、地方
 公営企業法第8条第1項の規定により、地方
 公営企業の管理者は、地方公営企業の業務を
 執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共
 団体を代表することとされていることから、

これらの法令の公金事務の委託に係る規定中
 「地方公共団体の長」又は「会計管理者」と規
 定されている箇所は、当然に「管理者」と読
 み替えることとなる。